

大野城市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

職 種	人 数	平均年齢	平均給与月額	備 考
学校調理員	12 人	48.6 歳	389,903 円	
その他	13 人	50.0 歳	422,508 円	
計・平均	25 人	49.3 歳	406,858 円	

その他とは、保育所調理員、用務員、運転手である。

平均給与月額は、給料月額(基本給)と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計した給与の平均です。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	~ 27 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
		~ 31 歳	~ 35 歳	~ 39 歳	~ 43 歳	~ 47 歳	~ 51 歳	~ 55 歳	~ 59 歳	以上
学校調理員	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	4 人	1 人	0 人	4 人	0 人
その他	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	3 人	4 人	3 人	2 人	0 人
全 体	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	7 人	5 人	3 人	6 人	0 人

(3) その他給与に関する事項

給料表

『大野城市技能的業務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する規則』

技能職給料表(別表第1)を適用

手当

一般行政職と同様に、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当期末手当・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお、技能労務職員に適用される特殊勤務手当はありません。

昇給基準

昇給日を毎年1月1日と定め、同日前1年間におけるそれぞれの勤務成績に応じて昇給を実施しています。ただし、人事評価制度が確立されるまでの期間は、4号給（55歳を超える職員は2号給）を標準として昇給を実施しています。

2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員については、民間委託等を推進し、退職による欠員補充は最小限とします。

3. 具体的な取組内容

(1) 給料表について

平成18年度に国の給与構造改革に合わせて給与水準の引き下げを実施した。今後も、人事院及び県人事委員会の勧告等を参考に適正な給与等への改正を実施します。

(2) 手当について

特殊勤務手当に関しては、平成18年度をもって技能労務職員に係る調理主任手当を廃止し、技能労務職員に係る特殊勤務手当は全廃としている。

また、地域手当に関しては、平成22年度に国の基準と同一になるよう平成20年度から支給率の段階的な引き下げを実施します。

(3) 昇給・昇格のあり方

平成18年度の国の構造改革に合わせて退職時特別昇給の廃止及び55歳昇給抑制を実施した。

また、昇給については、現在試行中の人事評価制度の本格導入をもって、その評価結果に応じた昇給制度の確立と運用を図ってまいります。

4. その他

(1) 民間委託の推進

学校用務員については平成元年から、自動車運転手については平成3年から、学校給食調理員については平成8年度から順次民間委託を実施し、退職者不補充を基本に行っている。

なお、平成20年度においても学校給食調理員及び学校用務員に関して各1校民間委託を開始する予定です。

(2) 事務・事業の見直し

保育所に勤務する技能労務職員である保育所調理員及び用務員については、保育所運営の方向性を今後検討する予定であり、その中で併せて検討を行います。

(3) 職員数の削減見込み

技能労務職員の中で学校調理員、学校用務員及び運転手については、今後10年間で8名が定年退職を迎えるが、業務の民間委託等により、当該退職者は不補充とする。その結果、平成29年度には、技能労務職員全体で17名となる見込みである。